

KYC ポイントレース 大阪湾オーバーナイトレース

帆走指示書 I (SI) 20220603 版

[DP]の表記は、その規則の違反に対するペナルティーを、プロテスト委員会が裁量により失格より軽減することが出来ることを意味する。

[NP]の表記は、艇は、他艇の規則違反に対し抗議できないことを意味する。これは、RRS 60.1(a)を変更している。

[SP]の表記は、レース委員会が審問なしに標準ペナルティーを適用することができることを意味する。レース委員会は、抗議することもでき、その場合は審問を経てプロテスト委員会の裁量でペナルティーが決定する。

1 適用規則

- 1.1 本レガッタは『セーリング競技規則』(2021-2024) (以下 RRS)に定義された規則を適用する。
- 1.2 レース艇以外の船舶との規則は海上衝突予防法を適用する。
- 1.3 レース公示と帆走指示書の間に矛盾が生じた場合には、帆走指示書を優先する。

2 帆走指示書の変更

- 2.1 帆走指示書の変更は、それが発効する当日の 18:00 までに掲示される。

3 選手とのコミュニケーション

- 3.1 公式掲示は、関西ヨットクラブ 1Fの南側テラスに設置する公式掲示板に掲示する。
- 3.2 レース・オフィスは関西ヨットクラブ事務局に位置する。電話： 0798-26-0691、email: office@kyc.or.jp
- 3.3 レース委員会は、水上では VHF 無線チャンネル 72 で競技者をモニターし交信を行う場合がある。
- 3.4 レース委員会がゼネラル・リコール、又はリコール艇の呼び出を VHF 無線チャンネル 72 で行う場合がある。
- 3.5 [DP][NP]最初の予告信号からその日の最終レースまで、緊急の場合を除き、艇は、音声やデータを送信してはならず、かつ、すべての艇が利用できない音声やデータ通信を受信してはならない。ただし、3.4 項および 3.5 項の交信は除く。
- 3.6 レース参加艇は、洲本回航予定時刻 1時間前に 070-8942-4702 (浜風 伊藤)、フィニッシュ予定時刻 1時間前に 090-3052-7854 (横山)に電話すること。

4 [DP] 行動規範

- 4.1 競技者および支援者は、レース委員会からの合理的な要求に応じなければならない。
- 4.2 新型コロナウイルス感染症の感染予防、拡大防止には十分注意すること。

5 陸上で発せられる信号

- 5.1 陸上で発せられる信号は、クラブハウス2F テラスのフラッグ・ポールに掲揚される。
- 5.2 回答旗が陸上で掲揚された場合、レース信号「回答旗」の中の「1分」を「30分以降」に置き換える。

6 レース日程

6.1 レース日程

| | | |
|---------|-------------|------------------|
| 6月4日(土) | 17:00-17:15 | 受付・出艇申告 (KYC 2F) |
| | 17:15 | 艇長会議 (KYC 2F) |
| | 18:55 | 予告信号 |
| 6月5日(日) | 10:00 | 第1レースタイムリミット |
| | 16:00 | 第2レースタイムリミット |

- 6.2 大阪湾オーバーナイトレースは、新西宮ヨットハーバー沖から洲本沖までのコースを第1レース、新西宮ヨットハーバー沖から洲本沖の浜風を回航し新西宮ヨットハーバー西側のフィニッシュ・ラインまでのコースを第2レースとする。
- 6.3 先頭艇が6月5日(日)05:00までに第1レースをフィニッシュしない場合、洲本沖に停泊する「浜風」にS旗を掲揚し、第1レースのみ実施とする。

7 クラス旗

- 7.1 クラス旗は、KYC クラブ旗を用いる。

8 レース・エリア

- 8.1 レース・エリアは、新西宮ヨットハーバー沖海面から洲本沖海面に至る大阪湾内とする。

9 コース

9.1 第1レース

新西宮ヨットハーバー沖のスタートラインから、「神戸六甲アイランド東水路中央第一号灯浮標 $34^{\circ} 37. 8' N-135^{\circ} 18. 7' E$ 」と「大阪灯標 $34^{\circ} 36. 2' N-135^{\circ} 20. 1' E$ 」間を經由し、洲本沖に停泊する「浜風」のメインマストからコンパス方位270度に引いた概ね50メートル以内の線上のフィニッシュ・ライン通過までの28. 6NMのコース。

9.2 第2レース

第1レースのスタートから、第1レースに引き続き「浜風」を反時計に回航し「神戸六甲アイランド東水路中央第一号灯浮標」と「大阪灯標」の間を通り、新西宮ヨットハーバー西側岸壁灯台と芦屋浜埋立南東角とを結ぶフィニッシュ・ラインまでの57. 2NMのコース。

10 マーク

- 10.1 スタートリミットマークはオレンジ色の直径約2.0m、高さ約1.5mのトマト型ブイを使用する。
- 10.2 洲本沖の回航マークは錨泊する浜風とする。錨泊参考位置 $34^{\circ} 22.0' N-134^{\circ} 56.0' E$

11 スタート

- 11.1 レースはRRS 26を用いてスタートさせる。
- 11.2 スタートラインは、スターボードの端にあるレース委員会の信号艇(浜風)上にオレンジ旗を掲揚しているポールと、ポートの端のスタートリミットマークのコース側との間とする。
- 11.3 スタート信号時に艇体がスタートラインのコースサイドにあり、その艇が特定される場合には、レース委員会はVHF無線チャンネル72でそのセイルナンバーまたは艇名を送信するように努める。ただし、送信できなかつたり、送信のタイミングが的確でなかつたりしたとしても、救済要求の根拠にならない。これはRRS 62.1(a)を変更している。
- 11.4 スタート信号後30分以内にスタートしない艇は、審問なしに『スタートしなかつた(DNS)』と記録される。これは付則A 5.1とA 5.2を変更している。

12 フィニッシュ

- 12.1 第1レースのフィニッシュ・ラインは、洲本沖に停泊する「浜風」のOFFICIAL旗を掲揚したメインマストからコンパス方位270度に引いた概ね50メートル以内の線上とする。
- 12.2 第2レースのフィニッシュ・ラインは、新西宮ヨットハーバー西側岸壁灯台と芦屋浜埋立南東角とを結ぶ線とする。

13 ペナルティー方式

- 13.1 リコール艇に対するペナルティーは時間ペナルティー5%とする。
- 13.2 「神戸六甲アイランド東水路中央第一号灯浮標」と「大阪灯標」の間を通過しなかった艇は失格とする。
- 13.3 エンジンを使用した艇のペナルティーは SI17.3 に示す。

14 タイム・リミット

- 14.1 第1レースのタイム・リミットは、6月5日(日)10:00とする。
- 14.2 第2レースのタイム・リミットは、6月5日(日)16:00とする。

15 審問要求

- 15.1 抗議締切時刻は、6月5日(日)17:00とする。
- 15.2 審問要求の様式は、関西ヨットクラブにあるレース・オフィスで入手できる。
- 15.3 審問の当事者であるか、または証人として名前があげられている競技者に、審問のことを知らせるため、抗議締切時刻後30分以内に通告が掲示される。審問の開催日時及び開催場所は決定次第、関係者に通知する。

16 得点

- 16.1 得点係数は第1レース、第2レースともに1.0とし、2レースの合計得点で順位を決定する。得点方式は、次のとおりとする。

16.1.1 White Sail クラス

各艇の所要時間にKYCの定めるレーティングに各種ボーナス係数を乗じた修正時間により決定した順位に対して低得点方式に従った得点を与えられるものとする。修正時間は小数点以下を四捨五入して秒単位までを計算する。

各ボーナス係数は以下の通りとする。

ダクロンメイン: 1% メインファーラー: 5% ブームファーラー: 2% ダクロンジブ: 1%

ジブファーラー: 4% ノンポール(ガンポールはポールとみなす): 1% マストヘッドスピン: -1%

ノンスピン: 5% ソリッドペラ: 10% ダブルハンド: 3% 電動ウインチ使用: -1% 水上係留艇: 3%

船齢1年につき: 0.2%(最大6%)

1レース終了毎に1位艇からマイナスハンディとして1位は3%、2位は2%、3位は1%を減じ、最下位艇からボーナスとして最下位は6%、最下位から2番目は4%、最下位から3番目は2%を加算する。

- 16.2 年間ポイントには各レースの成績が加算される。

17 [DP] [NP]安全規定

- 17.1 スタートしない艇、またはリタイアした艇は、速やかにレース委員会の信号艇にVHF無線チャンネル72を使用して連絡、またはレース本部(KYC事務局0798-26-0691)に連絡しなければならない。
- 17.2 Y旗の掲揚に関わらず、離岸から着岸までの間、乗員はデッキ上ではライフジャケットを着用しなければならない。これはRR40を変更している。
- 17.3 [SP] RRS42.3に以下項目を追加する。

(j) 艇は、以下の場合エンジンの使用が許可される。

1. 航路権艇を避けようとしている、または運営艇への衝突しようとしている艇が、無風または潮流等の影響で帆走での回避が不可能の場合
2. レース艇以外の船舶または障害物と衝突を緊急に回避しなければならない場合、または航路権艇が他艇との接触が潮流等の影響で帆走での回避が不可能と判断した場合
3. エンジンを使用した上記1に該当する艇は、接触を回避した後できるだけ早くエンジンの使用を止め、帆

走にて他艇または、運営艇を含む障害物から十分に離れた後、2 回転ペナルティーを履行しなければならない。回航マーク付近でエンジンを使用して衝突を回避した艇は、次のレグに入る前に 2 回転ペナルティーを履行しなければならない。また、艇がエンジンを使用した時間と場所の記録を帰着後すみやかにレース委員会に書面で提出し、且つ有利を得ていない事を証明出来なければならない。

4. エンジンを使用した上記2に該当する艇は、艇がエンジンを使用した時間と場所の記録を帰着後すみやかにレース委員会に書面で提出し、且つ有利を得ていない事を証明出来なければならない。
5. レース委員会は、エンジンを使用した艇が有利を得たと判断した場合、適当なタイムペナルティーを科すことができる。

18 装備と計測のチェック

18.1 艇または装備は、クラス規則、レース公示および帆走指示書に適合しているか、いつでも検査されることがある。

19 運営艇

19.1 運営艇は OFFICIAL 旗を掲揚する。PROTEST 旗、JURY 旗、PRESS 旗を掲揚している艇も運営船である。

20 ごみの処分

空番

21 [DP] [NP] 停泊

21.1 艇は指定された場所に係留すること。係留場所については新西宮ヨットハーバー(0798-33-0651)に係留場所を確認すること。隣に契約艇がある場合、もやいロープを元の通りに戻すこと。外来艇はビジターバースに係留すること。

22 賞

22.1 第 1 位に賞を与える。

23 リスク・ステートメント

23.1 RRS 3 には『レースに参加するか、またはレースを続けるかについての艇の決定の責任はその艇のみにある。』とある。大会に参加することによって、それぞれの競技者は、セーリングには内在するリスクがあり、潜在的な危険を伴う行動であることに合意し、認めることになる。これらのリスクには、強風、荒れた海、天候の突然の変化、機器の故障、艇の操船の誤り、他艇の未熟な操船術、バランスの悪い不安定な足場、疲労による傷害のリスクの増大などがある。セーリング・スポーツに固有なのは、溺死、心的外傷、低体温症、その他の原因による一生消えない重篤な傷害、死亡のリスクである。

23.2 この大会の競技者は、自分自身の責任で参加する(RRS 3『レースをすることの決定』参照)。主催団体は、大会の前後、期間中に生じた物的損害または人身傷害もしくは死亡によるいかなる責任も負わない。

24 保険

24.1 参加艇は、レース中も担保される賠償責任、搭乗者傷害、捜索救助費用を満たすヨット保険に加入していなければならない。